

【令和7年度採用】

市川町職員採用試験案内

【事務職】 【社会福祉士】 【土木職】

【保育教諭】 ※

職 員 募 集 ※7/10 職種追加による更新



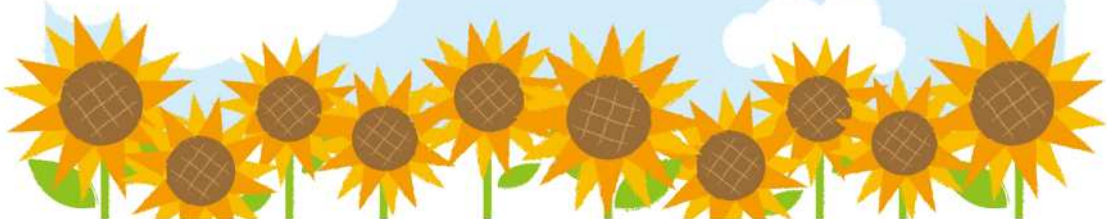
【問い合わせ先】

市川町役場 総務課

〒679-2392 兵庫県神崎郡市川町西川辺 165 番地の 3

TEL 0790-26-1010 FAX 0790-26-1049

Mail : soumu@town.ichikawa.lg.jp





1 試験職種・採用予定人数・職務内容

職 種	採用予定人数	職 務 内 容
事 務 職	4 名 程 度	一般行政事務
社会福祉士	2 名 程 度	社会福祉行政に関する業務、社会福祉に関する相談及び支援等業務
土 木 職	2 名 程 度	土木事業の計画・設計施工管理業務
保 育 教 諭 ※職種追加	2 名 程 度	幼保連携型認定こども園において教育及び保育の業務

※ 試験職種は、一般行政職（初級職）となります。

※ 退職者等の状況により、採用予定人数を変更又は職種を追加することがあります。



2 受験資格

職 種	受 検 資 格
事 務 職	平成元年4月2日以降に生まれた人で、高等学校以上を卒業した人 又は 令和7年3月に高等学校卒業見込みの人
社会福祉士	平成元年4月2日以降に生まれた人で、社会福祉士資格を有する人 又 は令和7年3月31日までに取得見込みの人
土 木 職	昭和59年4月2日以降に生まれた人で、高等学校の土木職の専門課程卒業程度の学力を有し、高等学校以上を卒業した人 又は 令和7年3月に高等学校卒業見込みの人
保 育 教 諭 ※職種追加	平成6年4月2日以降に生まれた人で、保育士及び幼稚園教諭の免許を有する人 又は 令和7年3月31日までに取得見込みの人

ただし、次のいずれかに該当する人は、受験できません。

【地方公務員法第16条各号（欠格条項）のいずれかに該当する人】

- ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ② 市川町において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
- ③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人



3 受験手続 ・ 受付期間

申込方法	・インターネットによる外部 WEB サイト「パブリックコネクト」にて、会員登録（無料）をおこない、該当する募集職種へ申し込みをしてください。受付後、受付完了メッセージを送付しますので、サイト内をご確認ください。 https://public-connect.jp/employer/384
受付期間	令和6年7月5日(金)午前9時から8月6日(火)午後5時まで ※期間中、受験申込みは24時間可能ですが、受験内容への問い合わせなどの対応は、平日午前9時から午後5時の間となります。また、メール等でのご質問に対する回答返信につきましても同様となります。
問合せ先	市川町役場 総務課 〒679-2392 兵庫県神崎郡市川町西川辺 165 番地の 3 Tel 0790-26-1010 Fax 0790-26-1049 Mail : soumu@town.ichikawa.lg.jp



4 試験日 ・ 試験会場 ・ 合格発表

区 分	試 験 日	試 験 会 場	合 格 発 表
第1次試験	9月22日(日)	福崎町保健センター (共同試験会場)	10月中旬までに受験者全員に通知します。
第2次試験	11月上旬ごろ	市川町役場 ほか (詳細は第2次試験案内に記載)	11月中旬以降に受験者全員に通知します。

5 試験の方法



第1次試験

対象職種	種 目	試 験 内 容
全 職 種	教養試験	高等学校卒業程度の一般教養試験
	職場適応性検査	職務遂行に必要な適応性検査
事務職 社会福祉士 保育教諭※	作文試験	知識及び表現力についての作文試験
土木職	専門試験	高等学校卒業程度の土木専門試験

第2次試験

対象職種	種 目	試 験 内 容
事務職 社会福祉士 土木職	□述試験 等	個別面接 グループワーク 等
保育教諭※	□述試験 実技試験	個別面接 ピアノ演奏の実技

※職種追加



6 合格発表から採用まで

最終合格者は、採用候補者名簿に登載され、採用前に身体検査を行い、採用者の決定を行います。採用は、令和7年4月1日になる予定です。

ただし、退職者等の状況により、採用予定人数や時期を変更することがあります。また、職務経験確認のため、採用決定時に職歴証明書（勤務先による在職証明等）を提出していただく場合があります。



7 給与

初任給	大 学 卒 業 者（4 年制）	196,200円 程度
	短期大学卒業生（2 年制）	181,800円 程度
	高等学校卒業生	170,900円 程度
	※ 令和6年4月1日現在の標準的な初任給月額です。職務経験がある場合は、経歴に応じて加算される場合があります。	
諸手当	扶養手当、通勤手当、住居手当、期末・勤勉手当、時間外勤務手当等を規定に基づき支給します。	